

徳島県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
四三八号	美馬郡つるぎ町貞光字皆瀬川向六七番五地先から 同 四六番二地先まで	一八五・〇	令和三年五月十八日